

2 共通事項（使用貸借権設定・賃貸借権設定）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（2）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細の定める利用権の存続期間の中途において、解約しようとする場合には、相手の同意を得るものとする。

（3）転貸又は譲渡

乙は、予め一関市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（4）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし緊急を要するとき、その他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその費用を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（5）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金、及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（6）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、その満了の日から30日以内に、乙は甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕、改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲、及び乙双方の申出に基づき一関市が設定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙はイによる場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（7）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は、変更しないものとする。ただし、甲、乙及び一関市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（8）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い目的物を効率的、かつ適正に利用しなければならない。

（9）その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び一関市が協議して定める。